

○確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領

平成18年 5月29日

駐 対 第 604号

警 察 本 部 長

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領の制定について

(通達)

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行に伴い、確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第14号）第7条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第14号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、確認事務の委託に係る法人の登録、適合命令、登録の取消し、立入検査等の手続の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 法人の登録等

1 登録申請等の受付

警察署長（以下「署長」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定による法人の登録（以下「登録」という。）及び同条第6項による登録の更新の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、登録申請等の受付の日時は、埼玉県の休日定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

- (1) 登録（登録更新）申請書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）別記様式第8の2）の記載事項に不備がないこと、登録（登録の更新）の申請等に関する添付書類一覧表（別表）に記載された必要書類が添付されていることなど形式的要件について確認すること。この場合において、添付書類の記載要領についての照会を受けたときは、別紙1（診断書）、別紙2（誓約書）及び別紙3（誓約書）を記載例として教示すること。
- (2) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めること。
- (3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、登録（登録更新）申請書に受理年月日及び受理番号を記載の上、当該登録（登録更新）申請書の写しを2部作成して1部を申請者に交付すること。この場合において、受理番号は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）が管理する登録申請受付表（様式第1号）による番号とする。
- (4) 登録（登録更新）申請書の写し1部を警察署の控えとするとともに、登録（登録更新）申請書及び添付書類（以下「登録申請書等」という。）を、速やかに交通指導課長に送付すること。

2 登録等の上申

登録（登録更新）申請書等の送付を受けた交通指導課長は、次により各種照会を行い、法第51条の8第3項及び第4項に掲げる要件の該当性について審査し、その結果を登録（更新）審査結果報告書（様式第2号）に取りまとめて、登録及び登録の更新に係る上申を行うものとする。

- (1) 身上照会については、本籍地の市区町村長に対し、身上調査照会書（様式第3号）により行うこと。
- (2) 日本国籍を有する者の前科照会については、本籍地を管轄する地方検察庁に対し、前科調査について（照会）（様式第4号）により行うこと。
- (3) 日本国籍を有しない者の前科照会については、東京地方検察庁に対し、前科調査について（照会）により行うこと。

3 登録等

交通指導課長は、前記2の上申の結果を得たときは、次より登録等を行うものとする。

- (1) 申請法人が、法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべてに適合していると認められ、登録及び登録の更新が決定されたときは、登録簿（様式第5号）に登載するとともに、当該法人に対し登録（更新）通知書（規程別記様式第1号）により通知すること。この場合において、更新後の登録の有効期間の起算日は、旧登録が効力を失う日とすること。
- (2) 申請法人が、法第51条の8第3項各号のいずれかに該当し、又は同条第4項各号のいずれかに適合しないことから、登録及び登録の更新をしない処分が決定されたときは、当該法人に対し、登録（更新）申請に関する通知書（規程別記様式第2号）により通知すること。

4 登録簿の記載事項の変更

- (1) 署長は、登録を受けた法人から、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地について変更があった旨の届出があったときは、登録変更届出書（様式第6号）及び変更の事実を確認するに足りる資料の提出を求めること。

なお、変更届出の受付の日時は、県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

- (2) 署長は、交通指導課長に通報するとともに、登録変更届出書の写しを2部作成し、1部

を届出者に交付し、1部を警察署の控えにして、登録変更届出書及び変更の事実を確認するに足りる資料（以下「登録変更届出書等」という。）を速やかに交通指導課長に送付すること。

- (3) 登録変更届出書等の送付を受けた交通指導課長は、変更の事実と相違ないと認めるときは、登録簿にその旨を記載すること。

なお、届出の内容に齟齬（そご）がある場合は、届出をした法人に確認すること。

第3 適合命令

1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、必要な調査を実施し、適合命令に係る意見を付した上、適合命令事案認知報告書（様式第7号）に疎明資料を添付して、速やかに交通部長を経て報告すること。

2 適合命令に係る手続

交通指導課長は、次により適合命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 適合命令に係る弁明の機会の付与については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）に規定するところにより行うものとする。
- (2) 当該適合命令に係る適合命令上申書（規程様式第3号）及び弁明書により、その結果を交通部長を経て報告する。この場合において、公安委員会が適合命令の決定をしたときは、当該適合命令に該当する法人に対し、適合命令書（規程様式第4号）を交付する。
- (3) 適合命令に対する改善措置については、改善措置報告書（様式第8号）により報告を求める。

第4 登録の取消し

1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の10の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な調査を実施し、登録の取消しに係る意見を付した上、登録取消事案認知報告書（様式第9号）に疎明資料を添付して、速やかに（署長にあっては交通指導課長を経て）報告すること。

2 聴聞

(1) 法人の登録の取消し処分に係る聴聞については、聴聞等に関する規則に規定するところにより行うものとする。

(2) 聴聞等に関する規則第3条の規定による主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てるものとする。

3 処分の執行

交通指導課長は、公安委員会が法人の登録の取消し処分を決定したときは、当該法人に対して登録取消処分通知書（規程様式第6号）を交付するものとする。この場合において、登録簿の当該法人に係る備考欄に登録を取り消した旨記載すること。

4 警察庁及び他の都道府県に対する報告及び通報

交通指導課長は、法人の登録の取消し処分を行ったときは、道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（様式第10号）により、速やかに警察庁及び他の都道府県に対し報告し、及び通報すること。

なお、他の都道府県警察から登録の取消しに係る通報を受けたときは、法第51条の8第3項第1号に該当するので、当該通報に係る書類を2年間保存すること。

第5 報告及び検査

1 報告の徴収

(1) 交通指導課長は、法第51条の11第1項により、前記第2から第4までに規定する事務の遂行において必要と認めるときは、登録を受けた法人に対し報告資料要求書（規程様式第7号）を交付し、その業務又は経理の状況に関して報告を求めるものとする。

(2) 交通指導課長は、登録を受けた法人に対し報告を求めたときは、その結果を報告書等徴収結果報告書（様式第11号）により、交通部長を経て報告すること。

2 立入検査の実施

(1) 交通指導課長及び署長は、法第51条の11第1項により、前記第2から第4までに規定する事務の遂行において必要と認めるときは、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査をするものとする。

(2) 交通指導課長及び署長は、管轄区域内における登録の適正を図るため必要があると認めるときは、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所についても立入検査をすることができる。この場合において、当該他の都道府県警察と緊密に連絡を取り合うものとする。

る。

- (3) 交通指導課長及び署長は、立入検査を実施したときは、登録法人立入検査実施結果報告書（様式第12号）を作成し、交通部長に（署長にあつては交通指導課長を経て）報告するものとする。

3 実施時の留意事項

交通指導課長及び署長は、前記1(1)の報告の徴収及び前記1(2)の立入検査を実施する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないように、また、相手方に無用の負担をかけないように配慮すること。
- (2) 立入検査を実施する職員は、その身分を示す証票として警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示すること。
- (3) 立入検査は、犯罪捜査として行うことはできないこと。

第6 手数料

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）に定める確認法人登録申請及び確認法人登録更新申請の手数料の納付については、確認事務に係る法人登録等手数料納付書（様式第13号）により行うものとする。

実施日

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成19年9月19日交企第722号）

この通達は、平成19年9月19日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成20年11月28日務第3307号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成24年7月6日務第1625号）

この通達は、平成24年7月9日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（令和元年12月13日交指第1820号）

この通達は、令和元年12月14日から実施する。

実施日（令和3年2月12日務第235号）

1 この通達は、令和3年2月12日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和4年1月25日務第209号）

この通達は、令和4年2月1日から実施する。

実施日（令和4年9月30日交指第976号）

この通達は、令和4年10月1日から実施する。

実施日（令和5年3月30日交総第331号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

登録（登録の更新）の申請等に関する添付書類一覧表

区分	申請書等 (法的根拠及び様式)	添付書類等
登録 (登録更新) 申請	<p>登録申請書 (道路交通法施行細則 第6条の2に定める 別記様式第8の2)</p>	<p>1 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>2 登記事項証明書又はこれに準ずるもの</p> <p>3 住民票の写し 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に規定する戸籍の表示（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているもの</p> <p>4 診断書 法第51条の8第3項第2号ホに掲げる者に該当しない旨及び精神機能の障害に関する医師の診断書（別紙1）</p> <p>5 誓約書 法第51条の8第3項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別紙2）</p> <p>6 説明書類（誓約書） 法第51条の8第4項各号の規定に適合することを説明した書類（別紙3）</p>
登録の変更の届出	<p>登録変更届書</p>	<p>変更の事実を確認するに足りる書類</p>

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の
中毒者に該当しない
- 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である

旨を診断します。

年 月 日

医療施設所在地

医 療 施 設 名

医 師

印

誓 約 書

当法人は、道路交通法第 5 1 条の 8 第 3 項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 一 道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない法人
- 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
 - ハ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
 - ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - ヘ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機

を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

様式第1号（第2関係）

登 録 （ 更 新 ） 申 請 受 付 表

受理 番号	受 理 警察署	受理年月日	種別	登録番号 (登録(更新)年月日)	有効期限	法 人 名 称	主たる事務所の所在地及び電話番号	代表者氏名	備 考
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		
		年 日 月	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	(年 月 日)	年 日 月		電話		

(注) 備考欄には、登録しない旨の決定に係る通知年月日、理由等を記載すること。

様式第2号（第2関係）

交指第 _____ 号 年 月 日				
埼玉県公安委員会 殿				
交通部交通指導課長				
登録（更新）審査結果報告書 登録申請法人の審査結果について、次のとおり報告する。				
1	ふりがな			
	法人名称			
	主たる事務所所在地			
	代表者氏名			
	登録・非登録	年 月 日 登録	登録番 号	第 号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第 号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第 号に適合していないため		
2	ふりがな			
	法人名称			
	主たる事務所所在地			
	代表者氏名			
	登録・非登録	年 月 日 登録	登録番 号	第 号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第 号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第 号に適合していないため		
3	ふりがな			
	法人名称			
	主たる事務所所在地			
	代表者氏名			
	登録・非登録	年 月 日 登録	登録番 号	第 号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第 号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第 号に適合していないため		
4	ふりがな			
	法人名称			
	主たる事務所所在地			
	代表者氏名			
	登録・非登録	年 月 日 登録	登録番 号	第 号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第 号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第 号に適合していないため		

5	ふりがな					
	法人名称					
	主たる事務所所在地					
	代表者氏名					
	登録・非登録	登録	年	月	日	登録番号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第号に適合していないため				
6	ふりがな					
	法人名称					
	主たる事務所所在地					
	代表者氏名					
	登録・非登録	登録	年	月	日	登録番号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第号に適合していないため				
7	ふりがな					
	法人名称					
	主たる事務所所在地					
	代表者氏名					
	登録・非登録	登録	年	月	日	登録番号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第号に適合していないため				
8	ふりがな					
	法人名称					
	主たる事務所所在地					
	代表者氏名					
	登録・非登録	登録	年	月	日	登録番号
非登録理由		1 法第51条の8第3項第号()に該当するため 2 法第51条の8第4項第号に適合していないため				

公委第

号(交指)

年 月 日

市区町村長 殿

埼玉県公安委員会 印

身上調査照会書

本(国)籍	
(ふりがな) 氏名	
生年月日等	年 月 日生 (男・女)

上記の者は、道路交通法第51条の8に規定する登録に際し、同条の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別記事項を調査し該当欄に記入の上、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合は、調査をお願いします。また、転籍している場合は当該市区町村長に回送を、在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

担当所属の 所在地及び 名称	〒		
担当者氏名	係	担当者	印
電話番号	内線		

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

市区町村長

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、下記のとおり回答します。

※ 本 籍						
(ふりがな) ※ 氏 名						
※生年月日等		年 月 日生 (男・女)				
上記のうち 訂正すべき 事 項						
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 金	恩赦、刑の 執行停 止 の有無
	年 月 日	年 月 日				
破産		有 ・ 無				
備 考	戸籍筆頭者					
※照会担当者名		係		市区町村取扱担当者		

(注) ※印欄は、照会担当者において記入します。

	公委第	号(交指)
		年 月 日
地方検察庁 殿		
		埼玉県公安委員会 印
前科調査について(照会)		
本(国)籍		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 年 月 登録 No.		
上記の者は、道路交通法第51条の8に規定する登録に際し、同条の規定に基づき前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。		
	担当所属 の 所在地及 び名称	〒
	担当者氏 名	係
	電話番号	内線
(注)1 道交裁判の前科について調査を要する場合は、その旨を付記すること。 2 写し1部を添付すること。		
前科回答書		
		年 月 日
埼玉県公安委員会 殿		
上記の者の前科につき、下記のとおり回答します。		
記		
<input type="checkbox"/> 別紙前科調書()のとおり		
<input type="checkbox"/> 前科不見当		
		(取扱者 印)

(注) 該当の□欄に、✓をつけること。

様式第5号(第2関係)

登 録 簿

番号	種別	登録(更新)年月日	登録番号	有効期限	法人名称	主たる事務所の所在地・電話番号	代表者氏名	備考
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		
	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	年 月 日		年 月 日		電話		

(注) 備考欄は、登録の取消し、登録変更の内容等を記載すること。

登録変更届出書

道路交通法第51条の8第1項の規定による登録について、次のとおり変更がありましたので、関係書類を添付して届出をします。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

（事務所の所在地）

（ 名 称 ）

（代表者の氏名）

1 現在の登録

項 目	内 容
法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	
登録（更新）日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

2 変更事項

項 目	内 容
法人の名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	

（注）1 変更事項は、変更した項目のみ記入してください。

2 変更の事実を認定するに足りる資料を添付してください。

様式第7号（第3関係）

第 年 月 日 号

埼玉県警察本部長 殿

長

適合命令事案認知報告書

次の法人について、道路交通法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるので、報告する。

登録法人	ふりがな			
	法人の名称			
	ふりがな			
	代表者氏名			
	主たる事務所の所在地			
	登録年月日	年 月 日	登録番号	
適合命令該当条文	道路交通法第51条の8第4項第 号			
事案の概要				
適合命令に係る意見				

事案を認知 した経過	
添付資料	
その他参考事項	

(注) 疎明資料を添付すること。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

（主たる事務所の所在地）

（法人の名称）

（代表者氏名）

改 善 措 置 報 告 書

年 月 日付け埼玉県公安委員会指令丁第 号の適
合命令に基づき、次のとおり改善の措置をしたので、報告します。

記

様式第9号（第4関係）

	第 年	月	号 日
埼玉県警察本部長 殿			
	長		
登 録 取 消 事 案 認 知 報 告 書			
次の登録を受けた法人は、道路交通法第51条の10の各号に該当すると認められるため、報告する。			
登録法人	ふりがな		
	法人の名称		
	ふりがな		
	代表者氏名		
	主たる事務所の所在地		
	登録年月日	年 月 日	登録番号
該当条文	道路交通法第51条の10第 号		
事案の概要			
取消し処分に係る意見			

事案を認知 した経過	
添付資料	
その他参考事項	

(注) 疎明資料を添付すること。

交指第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 本 部 長

埼玉県警察本部長

道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて(通報)

下記法人に係る道路交通法第51条の8の規定による登録を同法第51条の10の規定により、下記のとおり取り消したので通報する。

記

- (ふりがな)
- 1 法人の名称

 - (ふりがな)
 - 2 代表者の氏名

 - 3 主たる事業所の所在地

 - 4 登録番号

 - 5 取消し年月日

 - 6 取消し理由

(担当 課 係 警電 ー)

埼玉県公安委員会 殿

交通部交通指導課長

報告書等徴収結果報告書

登録を受けた法人に対する報告書及び資料の徴収結果については、次のとおりであるから報告する。

記

1 対象法人

- (1) 法人の名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 登録番号（登録年月日）

2 報告資料要求事項

3 結果

(注) 疎明資料を添付すること。

様式第12号（第5関係）

第 号 年 月 日			
埼玉県公安委員会 殿			
登録法人立入検査実施結果報告書			
道路交通法第51条の11の規定による立入検査を実施した結果は、次のとおりであるから報告する。			
実施年月日	年 月 日	実施者	
登録法人	ふりがな		
	法人の名称		
	ふりがな		
	代表者氏名		
	主たる事務所 の所在地		
登録番号		登録年月日	年 月 日
立 会 人			
指導事項			
立 入 検 査 実 施 結 果			

(注) 疎明資料を添付すること。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

納付者住所
(又は事務所所在地)

氏名(又は法人代表者名)

確認事務に係る法人登録等手数料納付書

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例第2条の規定により、次のとおり手数料を

納付します。

記

金額	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---

ただし

(埼玉県収入証紙貼付欄)
